

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	動物目撃の件	<p>いつもお世話になっております。 本日19時頃、山手町2丁目の川にアライグマらしい動物を沢山目撃しました。 具体的には豊津駅から山手小学校に向かう一方通行の道に入って右側〇〇という和菓子屋さんのところでした。 初めは1匹と目が合い、よく見ようと川を覗くと沢山(7匹ぐらい?)いて更にビックリしました。 道路に上がってきて何か悪さをしなければ良いのですが、沢山見ると怖くなり、警察に行くと「市役所へ連絡してください」とのことでした。 写真と動画も撮っていますが、ここでは添付出来ないようなので内容だけお伝えさせていただきます。 出来れば確認していただけるとありがたいのですが… よろしくお願いします。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>いただきました情報は、市のアライグマ目撃情報のページに掲載させていただきます。 アライグマは外来生物法の特定外来生物に指定されており、アライグマへの対応として、本市では捕獲器の貸出を行っております。アライグマの捕獲に御協力いただけます場合は、環境政策室まで御連絡をいただきますようお願いいたします。</p>	環境政策室	R5.7.18	R5.8.1
2	続-40。吹田市HP。7月21日の『情報ライブラリー蔵書点検のお知らせ(8月21日~27日)』のタイトルの改善提案他。	<p>・このタイトルでは市民は、蔵書点検期間のお知らせ…であり、ほんで…何？。 ・サイトを見ると、「蔵書点検のため情報ライブラリーを休室」でした。 ⇒[仮案]『蔵書点検のため情報ライブラリーを休室(8月21日~27日)』 ※情報ライブラリーの休室は、分かりましたが、男女共同参画センターが休館になるのか否か？記載無し…サイトに明記すべき。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>ホームページのタイトルは、簡潔で明瞭なものになるよう心掛けております。 いただきました御意見も参考に、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。</p>	男女共同参画センター	R5.7.24	R5.8.2
3	続-41。吹田市HP。7月21日の『(追加募集)デュオ・シネマ「約束の宇宙」』のタイトルの改善提案。	<p>・サイトを見ると、「(追加募集)デュオ・シネマ「約束の宇宙」【7月25日締切】」でした。 ⇒[仮案]『(追加募集)デュオ・シネマ「約束の宇宙」【7月25日締切】』 ※締切日が迫っているのなら、当初のタイトルに【7月25日締切】を追加しておけば良い。 ※欲を言えば、「あと、何名」の記載があれば… ※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>ホームページのタイトルは、簡潔で明瞭なものになるよう心掛けております。 いただきました御意見も参考に、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。</p>	男女共同参画センター	R5.7.24	R5.8.2
4	北千里駅周辺のバイクの騒音について	<p>8月1日23時06分頃、藤白台の府道119号近くでバイクが爆音を撒き散らして走っていた。音でわかるがたまに暴走行為をしているバイクだ。 吹田警察は何をやっているのか。一時期減ったのにまた暴走行為を行っている。 警察の巡回強化をお願いします。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.8.2	R5.8.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	君が代暗記調査の件	7月3日に自民党市会議員藤木氏の質問を受けて君が代暗記調査を教育委員会が小中学校に指示した件で、その経緯と目的の回答を求めました。しかしながら一週間以上経過したのになんの回答もありません。すみやかに回答を求めます。	本調査の経緯につきましては、令和5年2月定例会における文教市民分科会での質疑において議員から質問があったもので、目的につきましては、当該質問に答えるため、及び学習指導要領を踏まえて、状況把握が必要であると吹田市教育委員会が判断して実施したものです。 これまでも、市議会等においては、多くの議員からのさまざまな質問に対応してきたことから、今回についても、同様の対応を行ったものです。しかしながら、今回については、その目的や方法を具体的に示さなかったことに課題があり、学校現場を混乱させてしまうとともに、社会的に大きな影響を及ぼすこととなりました。 今回の実態把握をもって、各学校に対し、君が代に関し特別な指導をしようとするものではありませんので、教育委員会の政治的中立性を損なうものではありません。	学校教育室	R5.7.14	R5.8.3
6	南千里駅前マルタス広場の禁煙マークについて	以前、まるたす広場での喫煙者が多く、困っているとご相談させていただきました。その際、ご担当の方が他部署の方ともかけあってください、禁煙の貼り紙をしていただきました。非常に効果があり、喫煙者が減ったことを実感しています。あれからおそらく1年と何ヶ月も経ってしまいましたが、早急にご対応いただき、本当にありがとうございました。 一点質問なのですが、その際に、市内の地面に印字されている禁煙区域であることを知らせるすいたんの表示を12月にまるたす広場にも施す予定であり、予算をとっていると伺いました。 しかし、まるたす広場にはその表示はまだありません。おっしゃっていた12月はたしかおととしのことかと思えます。その予算はどこへ行ってしまったのでしょうか。 今後も長くまるたす広場の環境が守られるよう、この間の経過と今後の活動予定をご教示ください。	まるたす広場の禁煙掲示に関しまして、令和3年度からの経緯は以下の通りです。 ・令和3年度 お問い合わせにございます喫煙禁止の路面シートによる掲示がまるたす広場の管理者から許可されなかったため、当該掲示を実施できませんでした。路面シートに用いる予定であった予算で、他の箇所の路上喫煙等禁止標示シートの補修を実施いたしました。 ・令和4年度 まるたす広場管理者と路面シートに代わる啓発を協議した結果、看板による喫煙禁止の掲示が許可されたため、当該箇所に掲示を実施いたしました。 ・令和5年度 令和4年度に引き続き看板での掲示を実施しております。	環境政策室	R5.7.21	R5.8.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	続-29-2.『マイナカードでコンビニ交付サービスの不具合対応について』…吹田市民に状況の説明が必要。	<p>[経緯のニュース]</p> <p>1) 令和5年5月10日: マイナカードで証明書、誤交付相次ぐ…。⇒事業者(富士通Japan⇒以降、富士通)が6月初旬迄に点検完了。</p> <p>2) 令和5年6月28日: マイナカードで別人の住民票の写しを誤交付発生。福岡県宗像市、富士通⇒「プログラムの修正ミス」と説明。</p> <p>3) 令和5年7月11日: 富士通のマイナ証明書交付サービス、123自治体の2度目の総点検中、76自治体で複数の修正もれが発覚。</p> <p>4) このうち【A】44自治体では、宗像市と同じような他人の証明書の誤発行を起しかねない不具合。【B】他の自治体でも、本人の古いデータが表示されるなどの不具合が。【C】その他の47自治体は、不具合無し？</p> <p>Q1: 吹田市は、富士通のシステムを採用しているのに、吹田市のマイナシステムが大丈夫なのか？、否か？。前記の【A】【B】【C】のどのグループに属するのか？…の情報提供がHPで7月11日から2週間が経過しているにも関わらず何も発信されていません。速やかに富士通との交渉経緯を含めて公表願います。</p> <p>⇒吹田市は、個人情報流出した場合の不安を感じておられる市民に対して、速やかな情報発信は「責務」と考えます。このまま放置された場合は、吹田市への信頼度低下は免れません。</p> <p>Q2: 今回の問題は、誤交付…よりも、申請者の住民票などの個人情報が、他のコンビニのプリンターに出力がされ、第三者・第4者に渡る事です。</p> <p>・個人情報保護法を遵守する立場におられる吹田市は、今回の事案に対して不安に感じている市民がおられると思います。市民課の考えを教えてください。</p> <p>・7月10日: 他人の住民票を勝手に「空き家住所」に変更して口座開設、キャッシュカードをだまし取り特殊詐欺グループに売却(約40件)の疑いで男2人を逮捕。</p> <p>Q3: マイナカード担当の市民課は、全国的な誤交付発生に対して吹田市の現状報告を、市長さんにいつ・どのような内容をされましたか？。市長さんの指示内容は？</p> <p>Q4: 今回の誤交付の報道は、新聞・TV・ネットのニュースで広くされており、このような中で市民課に対して関連する知見を有しておられる、法制室(個人情報保護法)・危機管理室(安心安全の都市づくり宣言)・広報課・情報政策室の夫々の部署はどのようなアドバイスをされましたか？。</p> <p>※市民が求めている情報・タイミングは、吹田市としての考え方であり、市民課だけの情報・タイミングでは有りません。</p> <p>※吹田市は、「協働」という言葉をよく使われます。役所の業務運営で「縦割り行政」もよく言われます。相互チェックでより良い吹田市にして頂きたく願います。</p> <p>・格言に「努力は、足し算。協力は、掛け算」が有ります。⇒協力の状況により「0」にも「マイナス」にもなります。</p> <p>※人事室へ供覧願います。</p>	<p>●7月11日に報道された不具合については、富士通 Japan社 から、本市には影響がないことの報告を受けました。なお、不要な混乱を避けるため市ホームページには掲載しておりません。</p> <p>●公表しておりますとおり、本市コンビニ交付システムには問題がないことを確認しているため、個人情報の漏洩はないと考えております。</p> <p>●一連の不具合については、本市のコンビニ交付システムには影響がないことを確認した旨、最高情報セキュリティ責任者である副市長へ報告を行っております。</p> <p>●今回情報漏洩やその他事故は発生しておりません。市民の方へのホームページ等での周知については、広報課や情報政策室と協力しながら迅速かつわかりやすくなるように努めました。</p>	市民課	R5.7.24	R5.8.7
8	南金田公園樹木剪定の件	<p>家の近所にある南金田公園の件ですが、夏になる前に樹木に多くの葉っぱが茂っていたのですが、5月頃に木の剪定があり、木が丸坊主になっていました。夏の暑い日が続く中、今では子供が遊んで日陰で涼むところがありません。何のために木が植えてあるのですか、夏の日差しを遮ってくれる葉っぱを切ってしまう心境が分かりません。夏が過ぎて木を選定するのは解りますが、行政はいったい何を考えているのか意見を聞きたいです。我々の税金を無駄遣いするのですか？</p>	<p>南金田公園の樹木の剪定につきまして、全体的に樹木が大きくなっており、道路にはみ出している枝や下枝が下がり公園の利用に際し支障があり、また、見通しも悪くなっていたため、5月11日から22日にかけて剪定を行ったものです。</p> <p>ここ数年の猛暑もさることながら、今年は特に暑さが厳しく、熱中症の危険性も高まっていることから、可能な限り剪定の時期についても配慮してまいります。</p>	公園みどり室	R5.8.1	R5.8.7
9	市議会議員のすいたん無断使用について	<p>You Tubeで市議会議員が無断ですいたんを使用してご自身の政治活動を行っていますが、市のシティプロモーション推進室は「あれはパロディの二次使用である。二次使用を取りしめるガイドラインはない」と説明しています。当該映像を見て、あれは本物ではない、パロディだと認識する人はどれほどいるのでしょうか？</p> <p>市長もこのすいたんの利用を何ら問題ないとされているのでしょうか？市の公式キャラクターを一議員の政治的主張に利用されて、それを放置していること、大きな問題です。市の公式見解でないと判別できません。早急に削除するようにしてください。</p>	<p>ご指摘のYouTubeチャンネルの動画に登場するキャラクターは、「すいたん」を称していますが、吹田市が市のイメージキャラクターとして、管理しているものではなく、パロディとして二次創作されたものです。従って、市がその内容を推奨しているものでもありません。</p> <p>しかし、市の見解と誤認される可能性につきまして、多数の市民からご心配の声をいただいたことを受け、当該動画の削除・修正をお願いしたところです。</p>	シティプロモーション推進室	R5.7.26	R5.8.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	北千里駅周辺での喫煙について	<p>またまた喫煙事案です。 7月24日と26日の18時～18時半過ぎに藤白台のピアノ池の休石に座った60～80代くらいの高齢男が喫煙していた。 公園は禁煙ではないのか？ ここは喫煙している者が多い場所なので職員の巡回強化、合わせて張り紙の強化をお願いします。 休石の上に張り紙をすることも検討ください。</p>	<p>職員巡回について 御指摘のピアノ池周辺につきましては、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区ではありませんので、立ち止まっていた喫煙行為は条例違反にはなりません。いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。 (担当:環境政策室)</p> <p>公園の管理について 藤白公園のピアノ池周囲の公園フェンスには、多くの啓発看板が設置されていますが、傷んできているものも多く、付け替えを準備しているところです。 以前から休石周辺での喫煙に対する要望をいただいていることから、重点的に啓発看板を設置する予定としております。 (担当:公園みどり室)</p>	環境政策室、公園みどり室	R5.7.27	R5.8.8
11	図書館について	<p>1)図書館で本を借りる時、自動貸出し機で作業します。 佐井寺の図書館をよく利用しますが、すぐ隣で同じタイミングで借りている方がこちらが借りたことに勝手になっている事が多々あります。その方がもし本を返却しなければこちらの責務にされかねません。また本の貸し出し上限にも影響します。気づくたびごとに図書館に連絡するのも手間です。 どうかしてください。</p> <p>2)江坂の図書館の障害者用駐車場のすぐ後ろにホームレスの女性が私物を放置したり、本人が寝そべっています。市として市の敷地を占有していることへの注意はないのですか？江坂の障害者用駐車場が使用されている場面をあまり見ないのですが、そのホームレス女性の存在が心理的に利用を制限していませんか？(わたしなら停める権利があっても、その方に物を壊されたとか、体に当たったなどのクレームを付けられるリスクを考えてその駐車場を利用しません)</p>	<p>1)について 自動貸出機で他利用者の借出資料を読み込んでしまうという事例が多々発生しているとのこと、誠に申し訳ございません。 今後、設置事業者に機器の調整を依頼し、当該事例の発生を低減できるよう務めてまいります。 〇〇様におかれましては、恐れ入りますが、貸出手続きが完了した時点で、レシートにて、貸出された資料の書名、冊数等を御確認いただけましたら幸甚でございます。 (担当:中央図書館)</p> <p>2)について 江坂図書館施設管理業者グリーンホスピタルサプライ江坂公園より、下記のとおり回答いたします。 いつも吹田市立図書館をご利用いただきありがとうございます。 お問い合わせの件について、回答させていただきます。 江坂公園及び吹田市立江坂図書館を管理する指定管理者として昨年7月以降、再三にわたり、当該女性にはアプローチしております。 また、吹田市生活福祉室や社会福祉協議会とも連携し、生活保護や施設の話も伝えておりますが、本人にその意思がなく、対応に苦慮しているところです。 退去の強制権は持っていないため、対話による説得を続けるしかないのが現状です。 今回の〇〇様からのご意見を生活福祉室と共有し、より連携を深めて対応していきたいと思っております。 今後とも吹田市立図書館をよろしく願いいたします。 (担当:中央図書館)</p> <p>同女性につきましては、市の福祉担当部署からも定期的に声掛け等をしながら住居などの生活支援について説明し、その受け入れを説得しているところですが、受け入れていただけないのが現状です。 市民の皆様へ、御心配をおかけしておりますことは承知しておりますが、今後も公園管理者と連携し、引き続き定期的な声掛けにより、御本人の健康状態を確認しながら生活支援の受け入れについて働きかけてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。 (担当:生活福祉室)</p>	生活福祉室、中央図書館	R5.7.28	R5.8.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	<p>続-39-3。吹田市HP。7月12日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問および提言。</p>	<p>7月12日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』は、当日朝に北朝鮮がミサイル発射により、中止になりました。Q10:もし、このミサイルが大阪方面や上空通過の場合は、「Jアラート」は吹田市民にどのように危険周知をされるのでしょうか?。速やかに整備&周知が必要。</p> <p>1)内閣官房 国民保護ポータルサイトの「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達に関するQ&A ⇒Q&A18:Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として「国民保護サイレン」が鳴ることになっています。 ⇒添付画像10-内閣官房 国民保護ポータルサイト「国民保護サイレン」 ⇒吹田市の危機管理のサイトには、「国民保護サイレン」についての記述がありません。</p> <p>2)添付画像11(豊中市HP。サイレン音達エリアマップ)。防災情報など非常事態における緊急情報をサイレンと音声で伝達するエリア。 添付画像12(吹田市HP。屋外拡声器設置場所)。スピーカー設置場所の偏が見られ、また音達エリアの図示ならびにサイレン音が市民全員に届くかの確認が必要。 Q11:Jアラート訓練は、ミサイル発射および地震時を想定した訓練ですが、北朝鮮のミサイル発射が昨年、70発余りの記憶があります。19日未明にも北朝鮮から弾道ミサイルが2発、発射された。⇒ミサイル対応の訓練および本番の場合は、避難行動や避難場所などが地震時と異なる事からミサイル対応の単独のサイトを設ける必要があると考えます。 ⇒添付画像13(枚方市HP。弾道ミサイルによる武力攻撃等事態の発生時の行動等についてのサイト)。 ⇒添付画像14-Jアラート発出時の行動、認知度。 ※ 全く知らない=53%。統計に基づく世論調査ではありません。 Q12:弾道ミサイル発射時の避難施設について、吹田市HP-Jアラートのサイトの関連情報にリンクが貼られていますが、疑問点と意見。 1)吹田市の一時避難施設は、学校・公民館・体育館などが指定されており、内閣官房の説明文では、「毎年4月1日時点のデータを公表」となっていますが、2020年3月に撤去された施設が載っています。再確認されたし。 2)指定された学校の場合、教室と体育館では体へのダメージが大きく異なるので、注釈・補記が必要。 ⇒「避難施設のうち弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設の指定を推進」…となっていますが、教室の窓は全面がガラスで有り、爆風によるガラス破損の場合は人体へのダメージが大きいです。体育館はまだ窓が少ない事から、被害の軽減が期待できます。 [参考]内閣官房の説明図(屋内)⇒「できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください」。 ⇒添付画像15(内閣官房の避難行動図) 3)一時的な避難施設の位置図の吹田市版の作成を要望。⇒現在は、内閣官房 国民保護ポータルサイトからしか見る事が出来ず、市民への意識醸成が必要と思います。 ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>今後の取組や情報発信の参考とさせていただきます。</p>	<p>危機管理室</p>	<p>R5.7.19</p>	<p>R5.8.9</p>
13	<p>続-39-4。吹田市HP。6/15の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問。</p>	<p>7月10日の投稿について7月27日に回答を頂きましたが、追加の疑問点です。 Q1[再掲-6月19日、7月10日]:6月15日に『Jアラートを使った全国一斉に「緊急地震速報想定」した訓練』が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。 ⇒添付画像-1[再掲-6/19、7/10]。上:サイトでの予告。下:吹田市のHPの新着更新情報に掲載無し。 A1[概略-7月3日]:訓練実施については、[中略]訓練当日には、HP新着情報欄にリンクを掲載していました。 A1[概略-7月27日]:今回、確実にトップページに掲載されるよう午前9時から新着情報欄に再掲する設定としておりました。なお、現在は7月12日の試験放送実施のお知らせに更新されていることから新着情報欄に6月15日実施のお知らせ掲載は確認いただけません。 ⇒7月3日および7月27日の危機管理室の回答では、6月15日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』については、「吹田市HPの新着更新情報に掲載しました」…との事ですが、掲出されていなかったから私は、投稿をしたのであり、市が掲出をされていたら私は、投稿はしません。 ⇒添付画像1のプロパティの撮影日時は、「6月15日23時39分」であり、確認されたし。Jアラートのタイトルは見当たりません。これを確認されていれば直ぐに判断ができます。 ⇒私は、「吹田市HPの新着更新情報」のサイトを毎夜に保存しています。⇒添付画像2を参照願います。 ⇒「吹田市HPの新着更新情報サイト」の6月15日のファイルを別メールで送信しますので、開いて見て下さい。Jアラートのタイトルは見当たりません。 ※[結論]危機管理室は、「吹田市HPの新着更新情報」のサイトに掲出されていません。 反論されるのであれば、サーバーの吹田市HPの新着更新情報サイトの6月15日の更新履歴の画像を回答時に、添付願います。 ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。</p> <p>※添付画像およびファイルは別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新着情報欄への掲載については、Jアラート訓練実施を事前にお知らせする趣旨であったことから、当日の終了後、閉庁時間に掲載を終了しました。そのため深夜にはご確認いただけなかったものです。 なお、サーバーのログについてはお出しすることができません。</p>	<p>危機管理室</p>	<p>R5.7.31</p>	<p>R5.8.10</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	図書館カード延長手続きの件	7月28日に山田駅前図書館へ家内の代理で図書カードの期限延長の手続きを申請したが委任状の提出を求められた。個人情報保護法による本人意思確認の為に必要との図書館司書の主張が余りに市民の便益を無視した高圧的で一方的な対応であった。例えば市役所出張所で身内の住民票を申請するケースでは、本人意志の確認などは要求されず、代理申請者の本人確認書類の提示のみの対応であり、住民票と図書館カード(たかが延長!)の個人情報上の重要性に鑑みても、図書カードの延長に委任状を要求するのは全く時代錯誤且つ無意味である。図書館司書の猛省と規定変更を強く求める。	この度は、山田駅前図書館の職員の対応につきまして、ご不快な思いをさせてしまったこと、申し訳ございませんでした。 図書館では、個人貸出しに関するお手続きにつきましては、ご本人様の申込を原則としております。 ただし、ご本人様がやむを得ない理由によりご来館いただけない場合は、借出しカードに関しましては、委任状及びご本人様と代理の方の住所確認書類を提示いただき、お手続きさせていただいております。	中央図書館	R5.7.28	R5.8.14
15	続-45。吹田市HP。7月21日の『企画室オープンデータ(令和5年度)を公開』のタイトルの改善提案。	このタイトルでは市民は、どの部局の“企画室”なのかが分かりません。 ⇒添付画像-8月7日時点 ・サイトを見ると、水道部でした。 ⇒[仮案]『企画室オープンデータ(令和5年度)を公開【水道部】』 ・水道部では、市HPへの掲出前に上席者の決裁は受けておられないのでしょうか? 7/21の掲出から2週間余りが経過。誰も気付かれないのでしょうか? ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市HPの新着更新情報のタイトル「企画室オープンデータ(令和5年度)を公開」に関する御意見につきまして、HPに情報を掲載する場合は、必ず上席者の決裁を受けた上で掲載しているところです。また、どの部局の新着更新情報が分かりにくいとの御指摘をいただき、部局名を含めたタイトルに変更いたしました。 引き続き、分かりやすく、丁寧な情報発信に努めてまいります。	企画室	R5.8.7	R5.8.14
16	府営吹田藤白台住宅3棟周辺での自転車タバコについて	8月11日18時15分頃、府営吹田藤白台住宅3棟の駐車場から40~50代くらいの女が自転車に乗りながらタバコを吸っていた。 いったいこの住人への喫煙の回覧はどうなっているのか?禁煙についての回覧が全く来ないが行政は何をやっているのか。早く回覧で周知してください。 まあそもそもこの住人かわからないが、ここ最近の有り様は本当にひどい。そもそも吹田市全域が禁煙であることが全く周知されておらず大阪市内と同じように吸っている者がいる(大阪市内も受動喫煙に関する条例があるので大通りや公園では吸えないはずだが現状多くが吸っている)。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.8.14	R5.8.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	オーガニック給食について(情報提供・依頼)	<p>子どもの環境(発達障害、虐待等)に係る無償ボランティアをしています。元国家公務員です。親戚が吹田市で子育て中です。いつもありがとうございます。大事な事なのでお伝えします。</p> <p>先日、東京の世田谷区内で開催された元農林水産大臣のトークイベントに参加しました。</p> <p>他にも国会議員や世田谷区議の方々が多数出席されていました。全国各地が有機無農薬給食に向け動き始めています。</p> <p>全国オーガニック給食協議会(元農林水産大臣達の集会で、このまま解散しては勿体ないという事でその場で協議会を作る事になり発足したそうです。ご参考まで。)</p> <p>もし、ご存じでなければ市長及び皆様で映画「食の安全を守る人々」の本編をぜひご覧になってください。深刻さが分かります。</p> <p>映画にも出てきますが、食(農薬、遺伝子組換え)がもたらす人の後世への遺伝子への影響を早急に食い止めなければなりません。この点、核問題と全く同じです。(また、映画には出て来ませんが会場で様々な方々の口から出た話では、コオロギはその毒性を利用し漢方薬では墮胎に処方されている物で、食用に販売されているコオロギは遺伝子組換えコオロギ、つまり遺伝子組換え食品とのこと。私も調べたところそれらの理由からイタリアや北欧では既に販売を規制する法律が成立しています。)</p> <p>そして、有機無農薬にしたところ近年急速に増加を見せている発達障害の症状も改善したそうです。(浸透系農薬が脳にもたらす影響が大きな要因)</p> <p>また、オーガニック給食が導入されれば地方公共団体が農家と契約してタッグを組むことから第一次産業を守る事にも繋がり自給率の向上=国力向上への貢献にもなります。</p> <p>子どもたちの心身の健康と後世の命と健康を守るため、どうかオーガニック給食にしてあげてください。(韓国は既に全国オーガニック給食です)</p> <p>切にお願い申し上げます。</p> <p>皆様と皆様の大切な方々のご健康とお幸せを祈っております。</p>	<p>現在、小学校給食において、有機野菜の使用は、安定した供給が困難で割高となることから、毎日の給食での提供は難しい状況ですが、確保可能な場合には、週1~2回程度使用している状況でございます。</p> <p>今後も引き続き安心して安全な学校給食の提供になるよう取り組んでまいります。</p>	保健給食室	R5.7.28	R5.8.15
18	北千里駅周辺での喫煙について	<p>北千里駅の不動産屋ミニミニの奥の向かいの飲食店前には喫煙所があるが、最近その喫煙所の向かい側のトイレ前の禁煙の張り紙の前で喫煙している者が数人おり、バス停まで匂いがただよっている状況だ。この状況を一刻も早く改善してください。</p>	<p>ご指摘の箇所につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考にさせていただきます、不定期ではありますが巡回を実施いたします。</p>	環境政策室	R5.8.1	R5.8.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	<p>続-43。吹田市HPの『新型コロナ感染者発生状況』サイトの充実化が早期に必要。</p>	<p>・コロナ感染者の状況について、厚生労働省は、全国約5000の定点医療機関から報告された新型コロナの患者数は5類移行後、11週連続で増加の報道が。 ・大阪府に於いても8月3日付けのHPでは、「(7/24~7/30)の定点医療機関あたりの新規患者数が14.66となり、11週連続で増加の表記。 ⇒添付画像-1大阪府定点=14.66 ⇒ブロック別地図では、大阪府全域が注意報レベルで、真っ赤です。⇒添付画像-2大阪府ブロック別地図参照 ・吹田市の新型コロナ感染者対応の部署は、大阪府のサイトの内容を確認し、吹田市民に速やかに広報すべき…と思います。 ・吹田市は豊能医療圏域に含まれ、定点あたり患者数は、12.40ですが、山間部の(池田市・箕面市・能勢町・豊能町)を含めた平均値で有り、実態は大阪市北部の15.85に近い値と考えます。 ⇒豊中市では、豊中市域の定点あたり患者数の推移グラフをHPに掲出されており、実態に近く非常に分かり易いです。吹田市でも吹田市域の定点あたり患者数の推移グラフが必要と思います。 ⇒添付画像-3吹田市HP-感染者発生状況。グラフなし。大阪府のリンク先のみ。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染者発生状況については、5類感染症移行後、都道府県が指定する定点医療機関からの報告を基に把握していくこととなりました。 本市では、市内の医療機関に他市の市民が受診する場合や本市民が他市の医療機関を受診する場合が想定されるため、市内13か所の定点医療機関からの報告数だけでは、感染状況の推移を正確に伝えることは難しいと考え、吹田市を含む豊能医療圏域での感染状況について公表しております。また、感染の状況や予防対策を含めた情報の発信については、市ホームページに加え、市報や市の式SNSを活用し、感染拡大防止に向けた注意喚起を行っているところです。引き続き、必要な情報発信に努めてまいります。</p>	地域保健課	R5.8.7	R5.8.15
20	<p>ふじのき公園での危険な花火について</p>	<p>8月7日19時30分~45分頃、ふじのき公園で線香花火のような花火をしている集団がいました。 子どもだけならまだしも大人も一緒になってやっているようで非常に危険です。大人が一緒ならやめさせないといけない立場。というか、常識的に考えて公園内は火気厳禁でしょう。もし花火がいいならバーベキューもいいことになります。 このようなことが二度と起きないよう職員の巡回をお願いします。</p>	<p>吹田市内の公園では、以下のようなルールを守れば、手持ち花火などの花火は許可しております。 ・近くに家がないか確認する。(煙やにおいが届かない場所を選ぶ) ・花火の火の後始末をする。(水を張ったバケツの用意) ・火事になるような行為しない。(打ち上げ花火のような危険なもの) ・花火の後始末をする。(ゴミ等は持ち帰る) ・大声を出さない。(夜ですので、近所迷惑になります) 以上のルールを守らない状況が見受けられるようであれば、啓発等を行ってまいりたいと思います。</p>	公園みどり室	R5.8.7	R5.8.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	建設指導課及び環境保全課職員の対応について	<p>8月8日に自宅前で行われている工事の騒音が以前よりひどくて、前から患っているうつ病が悪化し体調を崩しているため建設指導課の方に電話で問い合わせた上でなんとか指導してほしいとお願いしました。</p> <p>対応した男性はできるかどうかかわからないという感じできちんとした対応をしてくれず、私は逆上してしまいきつい口調になってしまいましたが、それでも誠意ある対応はしてくれず名前を聞いても教えてくれず、一方的に切られてしまいました。その後上司の〇〇氏に苦情の電話をして、事情を話している途中で笑いながら返事をしたりとても真剣に話を聞いているように思えませんでした。</p> <p>吹田市が建設許可した建築工事のせいでこちらは苦痛な日々を過ごしているのにそのお二人の方は本当に市役所の職員なのか疑問です。対応が悪すぎます。</p> <p>騒音の件は環境保全課の〇〇氏に相談しました。前日も相談して対応して頂きましたが、「建設業者に聞きますが、同じ説明を聞くことになるかもしれませんが」や「結果はお知らせした方がいいですか」と言われこちらに相談してもどうにもならないという感じで違和感を覚えました。建設現場の防音シートが外され鉄骨や足場がむき出しになり、風で夜中でも部品が当たって騒音になるので8日に再度電話して相談しても、また法的な事があると言われ車で10分ぐらいしかかからない現場でも「人手が少ないからいついけるかわからない」と不誠実な対応をされるわ、キツイ口調になると「録音します」と脅すように言われました。</p> <p>一番驚いたのは吹田市環境保全等に関する法令第2章10条「苦情処理」の要項を〇〇氏も上司の方も私が聞いても調べもせず「知らない」と言われた事です。自分の仕事に関わっている法律を知らず税金で給料もらっているのは信じられません。対応態度も最悪でした。</p> <p>苦情の件を電話した時に対応して頂いた女性の〇〇氏はとても親切で真摯に対応して頂きました。8日に対応してくれた男性4人は女性の〇〇氏を見習った方がいいと思います。</p> <p>上記の2課は何の行政役割をしているのかわかりません。存在するのは税金の無駄遣いと思いました。環境保全の法令第2章第10条をちゃんと遂行して最低限の説明をお願いします。</p>	<p>このたびは職員の電話対応で大変ご不快な思いをおかけし、まことに申し訳ございませんでした。</p> <p>吹田市環境の保全等に関する条例第10条の規定に基づき、公害に関する苦情の申し出がありました場合には対処いたします。</p> <p>今回のことは環境保全指導課及び開発審査室の職員で共有いたします。</p>	環境保全指導課、開発審査室	R5.8.9	R5.8.15
22	阪急山田駅2番乗り場バス停での喫煙について	<p>8月2日18時10分頃、阪急山田駅ロータリー2番乗り場のバス停付近で上は白のカッター、下は黒のズボン、肩掛けの青っぽいカバン所持の30~40代くらいの男が喫煙していた。</p> <p>当該場所とは禁煙の張り紙があるところであり、呼吸器の持病持ちとしては大変腹立たしい。</p> <p>阪急バスや駅なども連携の上、注意等お願いします。</p>	<p>ご指摘の駅周辺で指導員活動を不定期に実施いたします。引き続き今後の指導員活動の参考にさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.8.3	R5.8.17
23	教科書採択時の市民パブコメ配布について	<p>6月頃に電話で「教科書採択時に配布されるパブコメについて、持ち帰りはできますか」と電話した者です。</p> <p>回答は「持ち帰りはできないが、後日ホームページに載せる」というものでした。ところが、出席してみると、市民パブコメは配布されませんでした。現地でもおたずねしましたが、「担当が違うので」とのことでした。</p> <p>傍聴は市民の立場からも、行政としても、市民の意見を知り、教科書に関心を深めるよい機会でもあります。しかし、会議では、残念ながら、それはほとんどわからず、スクリーンを使うなどの市教委のご努力にもかかわらず、傍聴者の側からは、もう一つ具体性のない会議に見えました。</p> <p>さて、1. 配布されなかった理由はなんでしょうか。経過も含め、教えてください。</p> <p>また、2. 来年度の中学校教科書選定の際は配布していただけますか。ぜひおねがいたします。</p>	<p>教科書採択に関わる教育委員会会議において、市民の方々のご意見に関する資料等を配布しなかったことについては、担当者及び担当室での確認不足により、傍聴者の方々に配布することができておりませんでした。</p> <p>教科書採択に伴う市民の方々のご意見は、選定委員会において、参考にしうえで教育委員会への答申を行っており、教育委員会会議当日においても教育委員は市民の方々のご意見も参考にし、教科書採択を行っておりますが、傍聴者の方に対しては、不透明な形となってしまいました。</p> <p>来年度の中学校用の教科書採択につきましては、開かれた教科書採択となるよう資料配布させていただきます。</p>	学校教育室	R5.8.1	R5.8.18

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	<p>続-42。吹田市HP(Top頁)に『“熱中症”対応』の記述が早期に必要。</p>	<p>・連日、“熱中症”についての記事や報道がされており、8月5日には福島県伊達市で全国で今年初の40℃以上…も。 ・吹田市では、HP・市報への掲載は皆無です。隣接の豊中市のHPでは、6月15日に注意喚起ならびに“給水ポータルサイト”の掲出がされています。 ⇒添付画像-豊中市HP-熱中症 ・吹田市は「安心安全まちづくり宣言」をしておられます。主管部署の危機管理室は、自然災害以外の事案についても、関係部署への意見具申が必要と考えます。 ・広報課においても、今年は5月でも最高気温25℃以上の夏日や各地方で30℃以上の真夏日となる日も多くなっているとの報道があり、日常の社会変化に対応した広報活動が必要と考えます。 ・消防署は、熱中症による救急搬送の実態も把握しておられることから、市民に対する注意喚起の姿勢が必要。 ※人事室へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ホームページについて 8/10より、市トップページの「トピックス」に熱中症の項目を追加し、熱中症関連のページにアクセスしやすくしました。 市報につきましては、本年7月号の裏表紙で、暑さ指数や熱中症警戒アラートについて掲載し、市民への注意喚起を行っております。 また、今夏初めて熱中症警戒アラートが出た7/16前後にはLINE、Twitter(現X)、Facebook等SNSに掲載する等、関連情報の発信に努めております。 (担当:環境政策室)</p> <p>安心安全まちづくり宣言について お見込みのとおりです。 (担当:危機管理室)</p> <p>消防署からの注意喚起について 熱中症による市民に対する注意喚起を促す広報として、現在、消防が行っている対応は、ホームページやSNSを使用していますが、より注意喚起を促すため、消防本部のトップページにトピックスとして掲載するほか、SNSでの掲載頻度を増やすなど対応させていただきます。 (担当:警防救急室)</p>	<p>危機管理室、環境政策室、警防救急室</p>	<p>R5.8.7</p>	<p>R5.8.18</p>
25	<p>続-40-2。吹田市HP。7月21日の『情報ライブラリー蔵書点検のお知らせ(8月21日~27日)』のタイトルの改善提案他。</p>	<p>・7月24日投稿の回答が8月2日有りましたが、下記のQについて回答が頂けておりません。 Q:「8月21日~27日は、蔵書点検のため情報ライブラリーを休室」ですが、男女共同参画センターが休館になるのか否か?記載無し…サイトに明記要。 男女共同参画センター(デュオ)のHP(Top頁)にも、休館日の表記がありません。⇒探すと貸室のサイトの中に“休館日”の記述がありました。 ⇒HP(Top頁)の最下段の男女共同参画センターのケ所に記載をされたら分かり易い。 ⇒添付画像HP(Top頁)の最下段 参照</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>前回は、回答に漏れがあり失礼いたしました。 蔵書点検期間中も男女共同参画センターは開館しております。 「情報ライブラリー蔵書点検のお知らせ(8月21日~27日)」に追記しました。 また、休館日の表記について御提案ありがとうございます。 休館日・開館日時等を記載した施設案内を男女共同参画センターのページに追加しました。</p>	<p>男女共同参画センター</p>	<p>R5.8.7</p>	<p>R5.8.21</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	続-44。吹田市HP(Top頁)の大切なおしらせ欄に『2023年4月25日 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給』の削除または変更が必要。	<p>サイトを開くと『7月31日【ひとり親世帯分】令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について』であり、タイトルと内容が異なっています。</p> <p>⇒添付画像-吹田市HP-大切なおしらせ</p> <p>※広報課は、「定期的にHPのチェックを行っている」との事ですが、3か月余りが経過しています。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市HP(Top頁)の大切なおしらせ欄につきましては、文字数に限りがあるため、市民の方に必要な情報を容易に検索いただけるよう内容を完結に表現しているものです。また、日付が2023年4月25日の表示となっておりますのは、すでに御覧になった市民の方に新たな給付金の支給が始まったと誤解を与えかねないことを考慮し、当初に掲載した時点の表記としているものでございます。</p> <p>次に、当該給付金は対象が「ひとり親世帯」と「ひとり親世帯以外」となっており、それぞれに申請内容が異なるため、各々でページを作成しております。</p> <p>そのため、トップページからのリンク先は、「ひとり親世帯分」ではありませんが、制度全体を確認いただけるように相互にリンク先を設定しているものです。</p> <p>また、各ページは更新日が表記される仕様であり、当該給付金は現在も申請受付中で支給日を随時更新していることから、御指摘の状況となっているものです。</p> <p>この度の御意見等を踏まえ、今後も市民の皆様に、より分かりやすいホームページとなるよう努めて参ります。</p>	子育て給付課	R5.8.7	R5.8.21
27	市報8月の表紙等について	<p>以前から市報の表紙について意見してありますが、8月について意見します。</p> <p>表紙に浜屋敷と言葉があり、吹田のどこかがすぐわかるようになり以前より改善されたと思います。</p> <p>ただかき氷は必要でしょうか？夏だからと涼しさを云々と反論されるかもしれませんが、他にアイデアはなかったのでしょうか？去年の子供のアップ顔みたいな無駄な表紙よりは吹田らしさが出ました。</p> <p>ただ、納得できないのは目次の女性とかき氷です。なぜ女性が必要なのでしょう？誰かほかしていますが身内等ではないですよね？市のイベントの写真は女性がなぜか多いです。</p> <p>前からお願いしてありますが、表紙に人を使用するなら公募してください。</p> <p>当日お願いしてると言い訳を以前されてましたが、締め切り云々関係なく広く市民から公募してください。表紙は広報課のものではないのですよ。市民みんなの物です。思い違いしないよう市民から意見されないようくだらない表紙はやめ、市民から公募してください。</p> <p>下らない表紙を作る職員のために私は税金を払っていません。何回話しても理解したくないのか分かりませんが改善を求めます。</p> <p>市報の中身も縦書きで読みにくいです。市のホームページみたいにアンケートで意見を求めるべきです。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 8月号の表紙は20周年を迎える「浜屋敷で過ごす夏」をテーマに撮影しました。季節感を出すためにかき氷を用いて、夏らしさを演出させていただきました。 2. 来場者の方にお声かけをして、モデルとして撮影させていただきました。女性をモデルとして撮影したことについては、特に意図はありません。 3. 表紙の作成にあたり、ご意見として検討させていただきます。 4. 毎月市報の「アンケート&プレゼント」のコーナーで、ご意見を頂戴しております。 	広報課	R5.8.9	R5.8.21
28	公園トイレについて	<p>公園トイレがLGBTに配慮したジェンダーレストイレになるとYouTubeで見ました。</p> <p>新宿の歌舞伎町タワーのトイレは問題が頻発し、廃止に動いています。なぜ吹田市ではこのような問題の多いトイレを設置するのでしょうか。今まで特に苦情はなかったようですが、犯罪が起こってからでは遅いと思います。</p> <p>今の時代、どこかのトイレがジェンダーレストイレであるか、すぐに、日本中どこか世界中の性犯罪者に知られてしまいます。</p> <p>土木課の方が男性の利用が9割と仰っていましたが、女性は不安だから使わないだけです。生理現象であり、女子児童が使う場合はあると思います。</p> <p>男性も使えるトイレで性犯罪者が待ち伏せしたりカメラが設置されていたり、女子児童にはそんなことは予想もできないと思います。</p> <p>どうか、女子児童がそんな危険な目に遭う可能性のあるジェンダーレストイレは辞めて欲しいです。</p>	<p>公園トイレにつきましては、公園規模に応じたトイレ規模にする必要があると考えており、吹田市の多くの小規模公園に設置するトイレも、小規模なものにする必要があると考えています。結果、昔からの小規模な公園トイレのように、男女共用のものを基本に選定してはりましたが、現在、多機能便房を除き、男女別トイレへの変更を検討しております。</p> <p>なお、ジェンダーレストイレについては、まだまだ未成熟で検討の余地があり、基準等も定まっているものではございませんが、ジェンダーレスという考え方は、バリアフリーと同じく、基本的な考え方となっていくものと考えており、今後の動向に注視しなければならないと考えております。</p>	公園みどり室	R5.8.14	R5.8.25

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	佐井寺町のせせらぎの道に設置されている遊具の破損について	<p>せせらぎの道の小川に設置されている手動のポンプが8年前から破損したまま放置されています。 修理していただけないでしょうか。 ご検討よろしく申し上げます。</p>	<p>平素は、本市道路行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。 御指摘のアルキメデスポンプ(手動式ポンプ)につきましては、修理をさせていただきたいと考えておりますが、遊具が古く部品の調達に期間を要するため、今年度末までの工事完了を予定しております。 何卒、御理解の程よろしく願いいたします。</p>	道路室	R5.7.18	R5.8.27
30	吹田市内のタバコ対策について	<p>吹田市内のタバコ対策は以下のとおりです。とてもスモークフリーを標榜しているとは思えません。それぞれご対応願います。 ・6月21日14時43分、JR岸辺駅北口で喫煙する男がいた(写真参照)。この日に限らず、同所付近やデッキ上でタバコの吸い殻を見かける。喫煙茶煙ブースなど意味がないのではないかと感じます。 ・歩きタバコする男が南吹田駅前の横断歩道でタバコを投棄し駅へ入っていった。以前も似たような光景を見たことがある。ここにも監視員を派遣して巡回すべきだ。 ・モノレール万博記念公園駅前の車道に車を止めた運転手が歩道で路上喫煙する姿をよく見かける。条例違反なので禁煙を徹底させて欲しい。 ・江坂公園に設置されたJT寄贈の煙タダ漏れ受動喫煙所の周囲で多人数が路上喫煙していた(写真参照)。過料を徴収して欲しい。財政が潤うと思う。違反の温床になっているので喫煙所は撤去すべき。 ・JR吹田駅北口に設置された喫煙支援ブースの周辺歩道でタバコ臭がしていた。ブースから煙が漏れてないか確認して欲しい。 ・吹田市南高浜町24 かすが遊園に灰皿が設置されているのを見かけました。子どもの受動喫煙防止条例に反すると考えます。撤去して下さい。 ・〇〇の店内で喫煙しているのを見かけましたが、喫煙可能店の標識はなかったです。健康増進法違反なので是正を指導願います。 ・〇〇旭町店の横に灰皿が設置されていた(写真参照)。ここはアーケード商店街の中(屋内)なので健康増進法30条違反である。撤去を指導されたい。 ・国立民族学博物館の屋内喫煙所が再開したようだが、標識の掲示が博物館の主たる出入口に見当たらなかった。是正を指導されたい。 ・市ウェブサイト「たばこによる健康への影響」の内容に誤りがある。「未成年者の喫煙は未成年者喫煙禁止法により禁止されています。」とあるが、民法の改正に伴い二十歳未満者喫煙禁止法に改正されている。訂正されたい。 ・喫煙支援ブース内で上映されている動画について意見するが、インタビュー「禁煙専門家に聞く禁煙のススメ」の1分30秒あたりから、ここでも「未成年」という言葉が使われていた。20歳未満に訂正すべきではないか。「加熱式タバコは大丈夫」について、ニコチン以外の有害物質がかなり少ないと説明しているが、仮にそうだと健康リスクが同様に低減するかは分かっていないのであるから、その旨きちんと説明すべきだ。タバコ産業の謳い文句のような説明のみに留めるべきでない。吹田市長は二度と来なくなる喫煙所にする、とスモークフリーフェスタで息巻いていたが、そんな風には到底見受けられない。ホイホイ喫煙者が吸い込まれていくのを見かける。もっと海外のタバコパッケージに見られるようなグロテスクな病巣の写真を全面に出すとよいと思う。そういった写真警告付きのタバコパッケージの拡大写真を壁面(内にも外にも)に貼るとより注意喚起の効果があると思う。</p>	<p>項目1～5について JR岸辺駅北口、南吹田駅前、モノレール万博記念公園駅前、江坂公園のほか、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区での喫煙、ポイ捨て等の行為については、路上喫煙防止啓発員が適宜巡回を行い、指導・啓発を実施しています。 罰則につきましては、吹田市環境美化に関する条例に定める通り、指導・勧告に従わない場合に過料を行うこととされています。 卒煙支援ブース周辺でのタバコ臭につきましては、職員が確認を行いました。特に異常は発見できませんでした。 上記の対応を含め、引き続き対応していく予定ですので、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。 (担当: 環境政策室)</p> <p>項目6について 御指摘を受けまして、現地確認を行いましたところ、当該灰皿の設置場所は、かすが遊園ではなく〇〇の敷地内であったことから、管理権原者に対し、設置場所について検討いただくよう連絡いたしました。 (担当: 健康まちづくり室)</p> <p>項目7について 御指摘を受けまして、当該店舗に対し、現地確認及び聞き取りを行い、喫煙可能店の標識を提示するよう指導いたしました。 (担当: 健康まちづくり室)</p> <p>項目8について 改正健康増進法におきまして、「屋内」とは「外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われているものの内部」としてあります。御指摘の商店街のアーケードにつきましては、側壁が概ね半分以上覆われていないため「屋内」に該当しないため、法の規制の対象外となります。 (担当: 健康まちづくり室)</p> <p>項目9について 御指摘を受けまして、国立民族学博物館に対し、聞き取りを行い、主たる出入口に標識を提示するよう指導いたしました。 (担当: 健康まちづくり室)</p> <p>項目10について 御指摘を受け、「未成年者喫煙禁止法」の部分を「二十歳未満者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に訂正いたしました。 (担当: 健康まちづくり室)</p> <p>項目11について 卒煙支援ブース内で上映している動画「未成年」の表示につきましては、注釈を掲示する等の対応を検討します。また、ブース内での効果的な啓発につきましては、御提案をいただきました内容も含め、引き続き検討してまいります。 (担当: 健康まちづくり室)</p>	健康まちづくり室、環境政策室	R5.8.16	R5.8.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	後期高齢者医療被保険者証等送付先変更の件	<p>吹田市千里山に老親が在住しており、わたくし自身もいずれ転入したいと考えております。</p> <p>このたび、標記書類の送付先変更方法について本サイトを検索したところ、それらしいフォームがありませんでした。</p> <p>担当課に電話で質問したところ、書類を郵送するので、記入の上返信してほしいとのこと。送られてきた書類を見たところ、ハンコ欄がありません(今時当たり前ですが)。</p> <p>このような申請は、本サイト上に申請フォームを設置して入力すれば事務が電子化できますし、申請者にとっては即時性が担保できます。</p> <p>昨年度、郵送にかかったコストを算出し、申請フォーム設置費用と比べた上で、フォーム設置をお願いいたします。</p> <p>本申請以外にも「紙による申請」がたくさん存在し、膨大な郵送費がかかっていると推察します。すべての申請書類の電子化につき、点検(コスト比較)を希望します。</p>	<p>後期高齢者医療被保険者証について 後期高齢者医療被保険者証等送付先変更申請の電子化につきましては、本市では現在他の業務も一部開始していることから導入の検討ができるものとなっております。</p> <p>後期高齢者医療制度は大阪府後期高齢者医療広域連合と吹田市とで事務分担を行っており、その運営主体は大阪府後期高齢者医療広域連合となっております。</p> <p>今回電子申請の可否について同連合に確認をしたところ、後期高齢者医療被保険者証等送付先変更申請は申請者からの相談を伴うものであり、電子申請になじまないものとのことでした。</p> <p>つきましては、申請フォームを郵送又は電子メールにて送付させていただきますので、郵送での申請をお願いいたします。 (担当:国民健康保険課)</p> <p>すべての申請書類の電子化について 「紙による申請」について、情報政策室では「吹田市行政手続の電子化取組方針」を策定し、手続等を「原則電子化」する全庁的な取組を進めております。</p> <p>法令などの制約により、電子化できない手続等も一部ございますが、市民の利便性向上のため、電子申請可能な手続の増加に一層努めてまいります。 (担当:情報政策室)</p>	情報政策室、国民健康保険課	R5.8.16	R5.8.28
32	続-49。吹田市HP。8月9日のタイトル『8月10日は健康ハートの日です』の改善提案他。	<p>・個人的には、このタイトルを見て、心の健康⇒精神的な疾患?。発達障害・もしかしたら自死?を考えてしまいました。</p> <p>・サイトを見ると、「心不全と予防(健都循環器病予防プロジェクト)」のタイトルで、循環器病の予防で、将来への自分の健康を守りましょう…でした</p> <p>⇒[仮案]『8月10日は健康ハートの日です。高血圧、糖尿病、肥満、動脈硬化について注意を』</p> <p>・健康医療部成人保健課は、タイトルに具体性をもたせて市民のHPのクリック率を高めて、健康寿命の延伸が必要と考えます。</p> <p>・サイト内の「吹田市の75才以上の医療費の内訳グラフ」では、循環器疾患が第一位ですが、吹田市から見れば、医療費が気になるかもしれませんが、私(市民)から見れば、件数(患者数)の方が気になります。</p> <p>⇒添付画像参照願う。</p> <p>⇒内訳グラフで医療費別に加えて、件数(患者数)別のグラフをサイトに掲載して頂けませんでしょうか? ⇒疾患により、検査費用・手術費用が異なり、医療費グラフと異なったグラフになるかも…です。</p> <p>・サイト内の記述では、「8月10日の健康ハートの日で心臓病の多発する冬に備える日」ですが…7月・8月のニュースで、夏は「脳梗塞」の発症数が最も増える季節。夏も冬と同じくらい発生。脳梗塞と熱中症は初期症状が似ているため、正しく見分ける事がとても大切。発症を未然に防ぐ方法とは?…の記事の掲出をお願いします。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>・今回のホームページについては、厚生労働省と日本心臓財団が制定した「健康ハートの日」の周知を主な目的として期間を限定して掲載しています。</p> <p>いただきました御意見は、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>・今回につきましては、健診の大切さを伝えるために、医療費という観点から国保データベースシステムを活用し、75歳以上の医療情報についてのデータを掲載させていただきました。</p> <p>ご要望のあったデータの掲載は致しかねますが、いただいた御意見を参考に、必要に応じた情報提供に努めてまいります。</p> <p>・いただいた御意見を参考に熱中症の予防とあわせた啓発を今後考えてまいります。</p>	成人保健課	R5.8.21	R5.8.29

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
33	<p>北消防署の署員が私の玄関ドアを間違えてガンガン叩いた。本当は1個上の住人だった。</p> <p>8月24日か25日の16時過ぎだっただろうか、吹田市北消防署の署員が府営住宅3棟の私の玄関ドアをドンドン叩いた。 何かかと思えばスコープを覗くと物々しい雰囲気だ。誰だこれ警察でもないし、、、とっていると玄関を背にしたので消防署の署員であることを確認。しかし119番なんてしてないし、発信記録もない。 家族に聞いても心当たりがないので玄関を出ると警察も3棟手前の歩道に止まった。 しばらくすると署員は私の家の1つ上の階に上がって行った。勘違いだったということだ。 署員は私の部屋の玄関を背にするときに私の部屋番号を何度も復唱していたことを確認している。とんでもない勘違いだ。 このような勘違いは絶対起こしてはならない。 もしこのようなことが起きると要救助者の救助が遅れるからだ。 北消防署に対し厳重指導と再発防止策の徹底をお願いします。</p>	<p>今回の「市民の声」にていただきました災害現場の指揮を執らせていただきましたので、内容について回答させていただきます。 令和5年8月25日15時17分に建物内での安否確認の指令を受け、大阪府吹田藤白台住宅3棟に出動いたしました。 指令場所は8階であったため、現場到着後8階に向かいました。しかし、指令場所の玄関扉は施錠されていたため、隣接住戸のバルコニーから指令場所のバルコニーへ進入するために、隣接住戸の在宅確認を実施しましたが不在であったため、その次の手段として、上階及び下階のバルコニーに設置されている避難器具(避難ハッチ)を使用して、指令場所のバルコニーへの進入を試みようとしたもので、指令場所を間違った訳ではございません。 ○○様のお宅についてもインターホン及びノックにて在宅確認を実施させていただきましたが、室内に要救助者がいるかもしれないという情報もあり、緊急を要していたため、在宅確認のノックや呼びかけに力が入り、○○様に不安を感じさせてしまい申し訳ございませんでした。 緊急時とはいえ、近隣住人の方の気持ちを配慮した行動がとれるように各隊員に周知徹底させていただきます。 今後とも消防活動へのご理解とご協力をくださいますようよろしくお願いいたします。 今回は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p>	北消防署	R5.8.28	R5.8.29
34	<p>「ご指摘のYouTube チャンネルの動画に登場するキャラクターは、「すいたん」を称していますが、吹田市が市のイメージキャラクターとして、管理しているものではなく、パロディとして二次創作されたものです。従って、市がその内容を推奨しているものでもありません。 しかし、市の見解と誤認される可能性につきまして、多数の市民からご心配の声をいただいたことを受け、当該動画の削除・修正をお願いしたところ、」 と回答がありました。 当該市議会議員に削除・修正を依頼したとのことですが、現在まで、動画は削除されていません。 このままの状態ですと多数の市民の心配は払拭されないままで、市の見解と誤認される可能性が消えてもいません。 このような現状について、吹田市の公式キャラクターの使用を管理担当する貴室のお願い止まりの対応が十分なものとお考えですか。 こちらの質問についても、公開を希望します。ずっと市民の心配は払拭されません。なるべく早いご対応をよろしくお願い致します。</p>	<p>二次創作に関するガイドラインを定めていなかったこともあり、本市の対応といたしましてはお願いする立場であると認識しております。</p>	シティプロモーション推進室	R5.8.10	R5.8.30

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
35	<p>続-50。吹田市HP。8月14日のタイトル『令和5年台風7号に備えた対策について』の改善提案他。</p>	<p>・予報では、大阪を通過…との事でサイトを開くと、吹田市からの情報と 思ったので、期待外れの内容。 ・サイトを開くと、水道部から「台風による停電に伴い、マンション等でポン プが停止し断水が発生することが」…でした。 ⇒[仮案] 『水道部から令和5年台風7号に備えた断水対策について』 [関連情報・災害に備えて] 1) 災害時給水拠点と災害時給水所の違いを、市民からの視点(開設の 優先度)で教えて下さい。 2) 片山浄水所での給水場所は、正門側なのか、片山坂側なのかHPで分 かるようにしてほしい。現地へのルートが全く異なります。 3) 健都給水拠点の場所が、レールサイド公園内…との事ですが、広大な 公園内の為場所のイメージがつかめません。目印となる目標物又は画 像での説明が必要。 4) 「組立式給水タンク」…の記事が有りますが、学校敷地内の保管場所 ならびに保管場所の鍵の取扱いなどについて吹田市・自治会などからの 回覧・周知がされていませんが、いざ組み立て・使用時の取り扱いの ルールについて市民への周知が必要と思います。 5) 給水車から住民が持参のポリタンクやバケツに給水時に、ポリタンク を地面に直置きでは無く、台としてパレットの用意が必要かと思ひます。 ※人事室・広報課へ供覧願ひます。</p>	<p>8月14日付で更新した吹田市公式ホームページのページタイトルにつきまして、想定されていた内 容と異なり、混乱を招いてしまった点お詫び申し上げます。頂いた御意見を参考にさせて頂き、今後 は内容の明確なページタイトル構成とするよう留意いたします。</p> <p>1) について 災害時給水拠点は浄水所や配水場等の平時においては常に浄水を貯水している水道施設であ り、応急給水のための設備のほか、非常用飲料水袋等を備蓄している施設です。 災害時給水所は避難所である小学校等に組立式給水タンクや大阪広域水道企業団のあんしん給 水栓を使用して応急給水を行う施設で、災害時給水拠点よりも身近に急給水を受けることがで きる施設です。各施設の開設につきましては、被害状況により順次開設することになります。 開設の優先度につきましては、特段優先順位は設けておりませんが、被害状況を把握の上、急給 水の必要がある所から開設します。災害時給水拠点については水道施設であり一定量の貯水量 があるため、比較的スムーズに急給水が可能となります。 災害時給水所については、本市水道部や他自治体からの応援による給水車により組立式給水タ ンクに補水するため、災害時給水拠点と比較すると開設までに一定時間を要することが考えられ ます。</p> <p>2) について 片山浄水所は、市道朝日が丘片山線(片山坂)側にある急給水栓が給水場所となります。御指 摘の通り、ホームページでも分かるように修正させていただきます。</p> <p>3) について 現在、現地には「耐震性貯水槽について」という看板がございますが、御指摘の通り目印となるよ うな看板ではないため、今年度に視認性向上となるような看板を設置する予定です。ホームペー ジ上でも設置後の看板の画像を掲載する予定です。</p> <p>4) について 組立式給水タンクの取扱いにつきましては、現在、主に地域の防災御担当者様に御協力をいた だき、組立式給水タンクの設置並びに急給水訓練を順次実施させていただいており、その際 に、タンクの設置方法や保管場所等について御説明させていただいているところです。 また、タンクの設置方法につきましては、ホームページでもタンクの組立方法に関する説明動 画を掲載させていただいております。</p> <p>5) について 御指摘の内容につきましては、これまでの他市への災害派遣等の経験から、本市水道部内でも同 様の声があり、昨年度パレットを購入いたしました。</p>	水道部総務室	R5.8.21	R5.8.30